特定エネルギー消費性能向上住宅 エネルギー消費性能向上住宅		五、〇〇〇万円

(二)　一三1(6)(2)と同様の措置を講ずる。

2　法人課税

(一)　特定復興産業集積区域において機械等を取得した場合の特別償却又は特別税額控除制度について、その適用期限を二年延長した上、令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間に取得等をした特定機械装置等につき、次の見直しを行うこととした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条及び第一七条の二関係)

(1)　機械装置の償却割合を一〇〇分の四五（改正前一〇〇分の五〇）に、建物等及び構築物の償却割合を一〇〇分の二三（改正前一〇〇分の二五）に、それぞれ引き下げる。

(2)　機械装置の特別税額控除割合を一〇〇分の一四（改正前一〇〇分の一五）に、建物等及び構築物の特別税額控除割合を一〇〇分の七（改正前一〇〇分の八）に、それぞれ引き下げる。

(二)　特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の特別税額控除制度について、その適用期限を二年延長した上、令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた事業者の特別税額控除割合を一〇〇分の九（改正前一〇〇分の一〇）に引き下げることとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の三及び第一七条の三関係)

(三)　特定復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却制度等について、その適用期限を二年延長した上、令和七年四月一日から令和八年三月三一日までの間に取得等をした開発研究用資産の償却割合を一〇〇分の三〇（中小企業者等については、一〇〇分の四五）(改正前一〇〇分の三四（中小企業者等については、一〇〇分の五〇）に引き下げることとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一〇条の五及び第一七条の五関係)

(四)　次に掲げる措置は、所要の経過措置を講じた上、廃止することとした。

(1)　再投資等準備金（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の三関係）

(2)　再投資設備等の特別償却（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一八条の四関係）

(3)　特定の資産の買換えの場合等の課税の特例（旧東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第一二条及び第一九条～第二一条関係）

3　資産課税

(一)　東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置について、次の見直しを行うこととした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三八条の二関係)

(1)　適用対象者を警戒区域設定指示等が行われた日において当該警戒区域設定指示等の対象区域内に所在する家屋をその居住の用に供していた者又はその居住の用に供しようとしていた者に限定する。

(2)　非課税限度額の上乗せ措置の対象となる住宅用の家屋を次に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

イ　当該住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋に限る。）がエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋として一定のものであること。

ロ　当該住宅用の家屋がエネルギーの使用の合理化に資する住宅用の家屋（新築をした住宅用の家屋又は取得をした建築後使用されたことのない住宅用の家屋を除く。）、地震に対する安全性に係る基準に適合する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として一定のものであること。

(二)　経営強化計画に基づき行う登記に対する登録免許税の税率の軽減措置の適用期限を二年延長することとした。(東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第四一条の二関係)

二〇　東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法の一部改正関係

令和六年六月以後に支払われる給与等に係る特別控除の額の控除等の特例等により控除された金額がある場合には、源泉徴収すべき復興特別所得税の額は、控除をしないで計算した所得税の額に一〇〇分の二・一の税率を乗じて計算した金額とすることとした。(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第二八条関係)

二一　所得税法等の一部を改正する法律（平成二八年法律第一五号）の一部改正関係

1　その課税期間の初日において恒久的施設を有しない国外事業者については、適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置を適用できないこととした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第五一条の二関係)

2　適格請求書発行事業者以外の者から行った課税仕入れに係る税額控除に関する経過措置について、その対象から個人事業者にあってはその年、法人にあってはその事業年度において一の適格請求書発行事業者以外の者からの課税仕入れに係る支払対価の額の合計額が一〇億円を超える場合における当該超える部分の課税仕入れを除外することとした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第五二条及び第五三条関係)

二二　所得税法等の一部を改正する法律（令和五年法律第三号）の一部改正関係

1　各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税における令和六年四月一日から令和八年一二月三一日までの間に開始する対象会計年度（令和一〇年六月三〇日までに終了するものに限る。）に係る適用免除基準について、国別報告事項又はこれに相当する事項が提供されない場合においても適用できることとした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第一四条関係)

2　特定多国籍企業グループ等に属する内国法人に係る各対象会計年度の国際最低課税額に対する法人税の申告書又は特定基準法人税額に対する地方法人税の申告書の提出期限が令和八年六月三〇日前である場合には、これらの申告書の提出期限は、同日とした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第一四条の二及び第一八条の二関係)

3　特定多国籍企業グループ等に属する構成会社等である内国法人に係る特定多国籍企業グループ等報告事項等、最終親会社等届出事項又はこれらを代表して提供する法人等に関する事項の提供の期限が令和八年六月三〇日前である場合には、これらの提供の期限は、同日とした。(所得税法等の一部を改正する法律附則第一六条関係)

二三　その他

1　防衛力強化に係る財源確保のための税制措置

政府は、この法律の公布後、我が国の防衛力の抜本的な強化及び抜本的に強化された防衛力の維持に必要な安定的な財源を確保するための税制について、令和九年度に向けて複数年かけて段階的に実施するとした令和五年度税制改正の大綱（令和四年一二月二三日閣議決定）及び令和六年度税制改正の大綱（令和五年一二月二二日閣議決定）に基づき、防衛力強化に係る財源確保のための税制措置を実施するため、令和九年度に至る各年度の防衛力強化に係る財源確保の必要性を勘案しつつ、所得税、法人税及びたばこ税について所要の検討を加え、その結果に基づいて適当な時期に必要な法制上の措置を講ずるものとした。(附則第七四条関係)

2　施行期日

この法律は、一部の規定を除き、令和六年四月一日から施行することとした。